

公募型プロポーザル方式診療材料等調達・管理供給業務及び
手術室・内視鏡室支援業務業者の募集要領

市立池田病院では、診療材料等調達・管理供給業務及び手術室・内視鏡室支援業務に係る委託契約を締結するに当たり、下記のとおり公募型プロポーザル方式で募集を行う。

1. 募集事項

(1) 業務名

市立池田病院診療材料等調達・管理供給業務及び手術室・内視鏡室支援業務

(2) 履行場所

池田市城南3丁目1番18号

(3) 委託事業の内容

「診療材料等調達・管理供給業務仕様書」のとおり

「内視鏡室支援業務仕様書」のとおり

「手術室支援業務仕様書」のとおり

(4) 委託期間

令和6年4月1日～令和9年3月31日までの長期継続契約を予定する。

ただし、令和7年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削減により当該契約を解除する可能性がある。

(5) 最低制限価格

設定しない。

(6) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

2. 参加資格要件

次の要件をすべて満たす者とする。

(1) 令和5・6年度池田市入札参加資格の登録者である者。

(2) 本件の公告の日から評価資料提出日までの間において、「池田市指名停止措置要綱」の規定に基づく指名停止措置を受けていない者。

(3) 令和元年4月1日以降、一般病床数が300床以上の病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院をいう。）の物品管理業務、内視鏡室支援業務、手術室支援業務またはこれらに類似する業務について、それぞれ1件以上の受託実績があること。
なお、受託実績については、3つの業務を包括的に請け負っている必要はないが、直接病院と委託契約を締結したもののみとする。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という）をしていない者 又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は再生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立

- てをしなかった者又は再生手続開始の申立てをされなかった者とみなす。
- (7) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
 - (8) 平成12年3月31日以前に民事再生法附則第2条の規定による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。
 - (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が経営していない者または又は暴力団員が実質的に経営に参加していない者であること。

3. 参加資格確認申請に関する事項

- (1) 参加しようとするものは、所定の期日までに次に掲げる申請書類(以下「申請書等」という)を提出しなければならない。
 - ① 参加資格審査申請書 (様式1)
 - ② 2. (3) にあげた業務の実績が確認できる契約書の写し
- (2) 申請書等は、提出期限まで提出場所に持参し提出しなければならない。

4. 申請書の提出に関する事項

- (1) 提出期間
令和5年9月11日(月)～令和5年9月22日(金)(土曜、日曜、祝祭日を除く)
午前9時から午後5時まで
- (2) 提出場所
池田市城南3丁目1番18号 市立池田病院 事務局 総務課(本館2階)

5. 質問事項

- (1) 委託業務等に関する質問事項がある場合は、次の通り別紙(様式2)により提出すること。
 - ① 提出期間
令和5年9月11日(月)～令和5年9月22日(金)(土曜、日曜、祝祭日を除く)
午前9時から午後5時まで
 - ② 提出場所
池田市城南3丁目1番18号 市立池田病院 事務局 総務課(本館2階)
 - ③ 提出方法
持参によるものとする。
- (2) 質問に対する回答は令和5年9月27日(水)～令和5年10月6日(金)まで市立池田病院ホームページにて掲示する。

6. 現場説明会

- 現場説明会は実施しない。
現場等の見学は希望者に行う。

7. 評価資料の提出

- 参加しようとするものは、評価を行うための必要資料(以下「評価資料」という)を、次のとおり提出しなければならない。
- (1) 提出期限
令和5年10月6日(金)まで
 - (2) 提出場所
池田市城南3丁目1番18号 市立池田病院 事務局 総務課(本館2階)

(3) 提出物

① 提案書(【別表 提案内容評価項目】参照)

- ・ 経営への貢献
- ・ 社内の研修体制
- ・ 非常時等(時間外・災害)の対応
- ・ 院外倉庫、物品システム
- ・ その他本診療材料等調達・管理供給業務及び手術室・内視鏡室支援業務への取組みを表明するもの

② 当該業務への見積書(任意様式・見積金額は税抜かつ年額とすること)

③ 診療材料納入予定金額見積書(様式3)

④ 診療材料等調達・管理供給業務及び手術室・内視鏡室支援業務人員配置予定表(様式4)

⑤ 過去3年度の収支が確認できる書類

(4) 提出部数

10部(A4紙ファイル等にとじること・1部以外は複写可)

(5) 提出方法

持参によるものとする。

8. プレゼンテーションの実施

本業務について、プレゼンテーションを実施する。プレゼンテーション内容は評価資料に基づくものとし、さらに提案書でイメージをつかむことが難しい点や特にアピールしたい点等について説明を行うこと。

(1) 日時

令和5年10月17日(火)、18日(水)、24日(火)、25日(水)を予定し、各参加者には日時が決定次第通知する。

(2) スライドの投影については、プロジェクターは病院側で準備する。接続するPC等は参加者が用意すること。

また、スライド内容の印刷物も10部以上用意すること。

(3) 時間はプレゼンテーション15分、質疑応答5分とする。

応募業者数によっては変動する可能性がある。

(4) プレゼンテーションの順番は、評価資料の提出順とする。

(5) 評価基準 提案内容評価項目番号1、5、10を除く全項目について説明すること

9. 契約の交渉権者の決定について

(1) 内部委員及び外部委員で組織する選定委員会(以下「選定委員会」という)において、各参加者の評価資料及びプレゼンテーション内容について、総合的に審査し評価点を算定する。

(2) 予定価格内の見積額を提案したもののうち、最高評価点獲得者を、第一交渉権者とし、以降順次交渉権者を決定する。

ただし評価点が同一のものがあつた場合は、見積価格の低いものを上位交渉権者とする。

選定終了後、各参加者に評価点及び順位を通知する。

10. 資格の喪失

次の各号に該当した参加者は選定委員会において審査の上プロポーザルを無効とする。また、契約締結の日までの間に、交渉権者が次の各号のいずれかに該当することが発覚した場合は、契約を締結しないことが出来る。この場合、市立池田病院は一切の損害賠償の責を負わない。

(1) 参加資格要件に反するもの。

(2) 評価資料に虚偽の内容が記載されている場合。

(3) 評価資料の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合。

(4) 評価資料に記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合。

(5) 評価資料提出期限以降において、池田市指名停止措置要綱に基づく指名停止の措置を受けた場合。

- (6)本要領に違反または逸脱した場合。
- (7)プレゼンテーションに正当な理由なしに参加しなかった場合。

11. 契約の締結

- (1)落札者は、本契約金額が1,000万円以上となる場合、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。
 - ①契約保証金の納付
 - ②契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供
 - ③この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関等の保証
 - ④この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- (2)前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

12. その他

- (1)一度提出した書類の書換え、引換えまたは撤回をすることは出来ない。
- (2)提出した書類は、返却しない。
- (3)参加者は、条件または内容の不明を理由として異議を申し立てることは出来ない。

13. 問い合わせ先

〒563-8510

池田市城南3丁目1番18号

市立池田病院 事務局 総務課 担当者 島野・梶浦・池上

電話 072-751-2881(内線5256)

FAX 072-754-6374

Eメール : b-somu@city.ikeda.osaka.jp